

「愛媛型グリーン・ツーリズム体験メニュー登録制度運営規程」の概要

(目的)

都市住民が安心且つ満足して体験できる愛媛型グリーン・ツーリズム体験メニューを募集、登録し、一元的にPRすることにより県内の農山漁村地域の活性化を図る愛媛型グリーン・ツーリズムを推進する。

(定義)

- 登録する体験メニューは、次に掲げることを満たすものをいう。
 - 愛媛型グリーン・ツーリズムの推進に理解があり、受け入れ体制が整っていること。
 - 農林漁家又は農林漁家が組織する団体が提供するものであること。
但し、農山漁村の歴史、文化、生活、自然の体験を提供する場合はこの限りではない。
 - 地域資源を有効に活用したものであること。

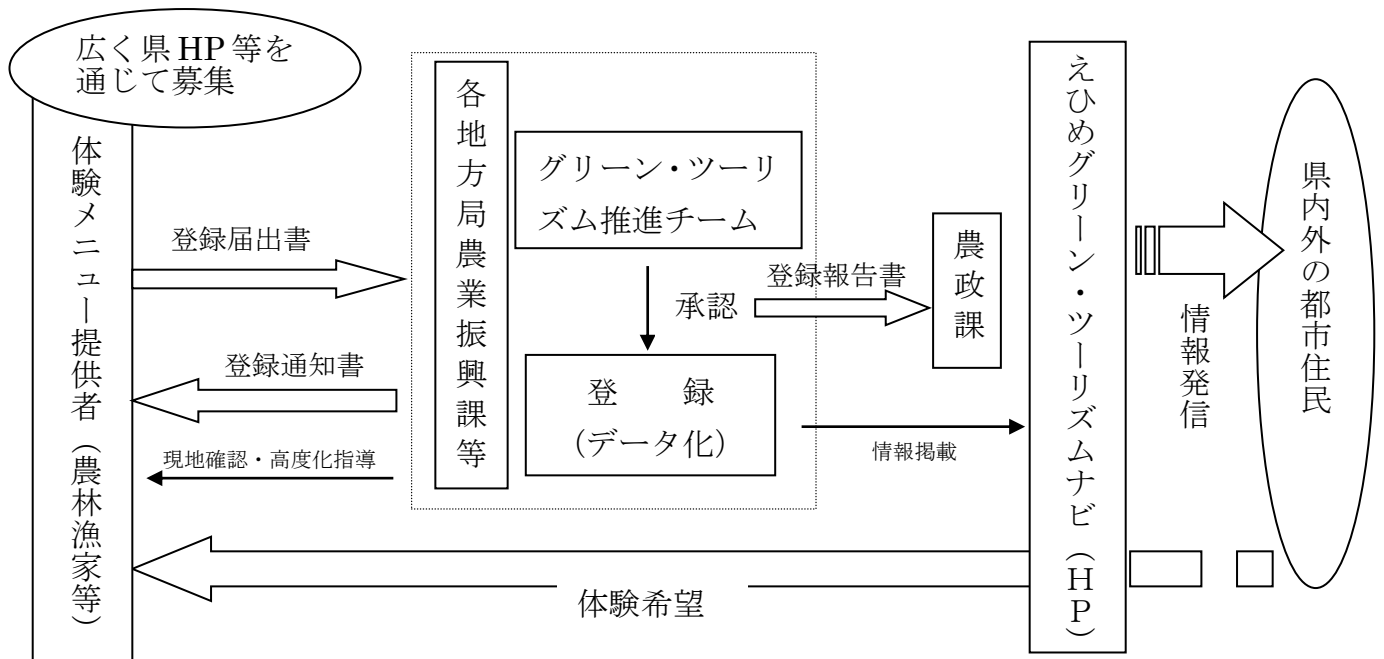
(登録)

- 体験メニューの登録を希望する個人又は団体は、管轄の地方局農業振興課等に登録届出書を提出する。
- 地方局農業振興課等は、登録届出書の提出を受け、地方局グリーン・ツーリズム推進チームの承認を受けたものについて、届出者に登録通知書を交付する。

(活用)

- 県は、地方局農業振興課等が登録した体験メニューについて、ホームページをはじめ、各種媒体を通じて県民又は都市住民に対して積極的にPRする。
- 地方局農業振興課等は、体験メニューを用いたグリーン・ツーリズムルートの開発及び体験内容の高度化や充実に係る指導、助言に努める。

登録手続き等のフロー



[参考：体験内容の区分と具体例]

区分：農業

田植え、稲刈り、脱穀・精米、芋苗植え、芋掘り、野菜・花苗植え、野菜・花・果物の収穫、茶摘み、搾乳、羊の毛刈り、家畜の世話 など

区分：林業

きのこ採り、きのこ菌打ち、炭焼き、薪割り、苗木植え、下草刈り、間伐、タケノコ掘り など

区分：漁業

地引き網、漁師体験、魚市場作業、干物作り、真珠の核入れ、製塩、漁船見学 など

区分：食（料理）

バター・チーズ・ソーセージ作り、そば・うどん打ち、こんにゃく・味噌・豆腐づくり、もちつき、郷土料理作り など

区分：アート

陶芸、ガラス細工、地域資源を用いた芸術、太鼓・郷土芸能体験、竹・木工細工、草木染め、紙漉、ぞうり作り、フラワーアレンジメント など

区分：自然文化

ホタル観察、昆虫採集、山菜採り、自然観察、原生林散策、地層・化石観察、天体観測、動植物観察、潮流体験、川下り、トレッキング、古寺巡り、郷土巡り、名所旧跡巡り、産業遺産巡り、方言講座、民話・昔話、地域散策、昔の遊び体験 など

愛媛型グリーン・ツーリズム体験メニュー登録制度運営規程

(目的)

第1 県内の農山漁村地域の活性化を図る愛媛型グリーン・ツーリズムを推進するため、都市住民が安心且つ満足して体験できる愛媛型グリーン・ツーリズム体験メニュー（以下「体験メニュー」という。）の登録制度の運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2 登録する体験メニューは、次に掲げるもとを満たすものをいう。

- (1) 愛媛型グリーン・ツーリズムの推進に理解があり、受け入れ体制が整っていること。
- (2) 農林漁家又は農林漁家が組織する団体が提供するものであること。
但し、農山漁村の歴史、文化、生活、自然の体験を提供する場合はこの限りではない。
- (3) 地域資源を有効に活用したものであること。

(登録)

第3 体験メニューの登録を希望する個人又は団体は、管轄の地方局農業振興課又は支局地域農業育成室（以下「地方局農業振興課等」という。）に登録届出書（様式1）を提出するものとする。

- 2 地方局農業振興課等は、登録届出書の提出を受け、地方局グリーン・ツーリズム推進チームの承認を受けたものについて、届出者に登録通知書（様式2）を交付するものとする。
- 3 地方局農業振興課等は、前項の規定により登録通知書を交付したときは、県庁農林水産部農政企画局農政課長に対して登録報告書（様式3）により報告するものとする。
- 4 届出者は、登録届出書に記載した内容に変更がある場合には、速やかに管轄の地方局農業振興課等に連絡するものとする。
- 5 地方局農業振興課等は、前項の規定により届出者から連絡を受けた場合は、県庁農林水産部農政企画局農政課長に対して登録変更報告書（様式4）により報告するものとする。
- 6 県は、愛媛県個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるものとする。

(活用)

第4 県は、地方局農業振興課等が登録した体験メニューについて、ホームページをはじめ、各種媒体を通じて県民又は都市住民に対して積極的にPRするものとする。

- 2 地方局農業振興課等は、体験メニューを用いたグリーン・ツーリズムルートの開発及び体験内容の高度化や充実に係る指導、助言に努めるものとする。

(登録抹消)

第5 地方局農業振興課等は、体験メニュー登録者から辞退の申し出があったときには、その登録を抹消するものとする。

- 2 地方局農業振興課等は、体験メニュー登録者が、本制度を利用して宗教的若しくは政治的な活動を行ったとき又は体験者若しくは地域住民に対して迷惑を及ぼす行為があったときは、その登録を抹消することができるものとする。
- 3 地方局農業振興課等は、前2項の規定により登録を抹消したときは、当該個人又は団体に対して登録抹消通知書（様式5）により通知するものとする。
- 4 地方局農業振興課等は、第1項又は第2項の規定により体験メニューの登録を抹消したときは、県庁農林水産部農政企画局農政課長に対して登録抹消報告書（様式6）により報告するものとする。

(事務局)

第6 体験メニューに係る事務は、県庁農林水産部農政企画局農政課及び地方局農業振興課等において処理する。

(雑則)

第7 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成18年9月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月5日から施行する。